

## 東京 2020 オリンピック・パラリンピック 200 日前イベント 中止基準

以下の場合には、中止を決定する。

決定にあたっては、競技の中断・中止判断状況等を勘案する。

- 1 気象庁が「南海トラフに関連する情報」（臨時）を発表した場合。
- 2 東海地震以外の突発地震で、沼津市内で震度 4 以上の地震が発生した場合。
- 3 地震以外の災害（台風・津波・大雨洪水など）で、沼津市内で警報（大雨、洪水、暴風、津波のいずれか 1 つでも）が発令された場合。
- 4 静岡県災害対策本部が設置された場合。
- 5 その他、静岡県スポーツ局が中止と判断した場合。

### 中止基準の適用に関する手順

- ・ 2 月 9 日（日）午後 7 時の時点で実施の可否を判断する。
- ・ 2 月 11 日（火）午前 7 時の時点で最終判断をする。